

議案第9号

組織機構の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

組織機構の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成24年2月20日 提出

北本市長 石津賢治

組織機構の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北本市環境審議会条例の一部改正)

第1条 北本市環境審議会条例(平成9年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民経済部みどり環境課」を「市民経済部くらし安全課」に改める。

(北本市国民保護協議会条例の一部改正)

第2条 北本市国民保護協議会条例(平成18年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市民経済部くらし安全課」を「総務部総務課」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第9号参考資料

北本市環境審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表（組織機構の改正に伴う関係条例の整理に関する条例第1条関係）

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市民経済部みどり環境課</u> において 処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市民経済部くらし安全課</u> において 処理する。

北本市国民保護協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表（組織機構の改正に伴う関係条例の整理に関する条例第2条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>市民経済部くらし安全課</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>総務部総務課</u> において処理する。